第二十二条　金融庁長官は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

［一・二　略］

三　第七条第四項、第九条第四項又は前条第三項の承認　一月

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第百二十三条**　［略］ ［2～11　略］ 12　第一項第二十一号の十の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。 一　［略］ 二　信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報（法第百五十六条の六十三第三項に規定する取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第百二十五条の七第二項第三号において同じ。）の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産に係る取引 三　［略］ 四　取引の当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引（ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。） イ　［略］ ロ　金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。） 五　［略］ 13　第一項第二十一号の十一の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。 一　［略］	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） **第百二十三条**　［同上］ ［2～11　同上］ 12　［同上］ 一　［同上］ 二　信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報（法第百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第百二十五条の七第二項第三号ロにおいて同じ。）又は取引情報（法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第百二十五条の七第二項第三号ロにおいて同じ。）の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産に係る取引 三　［同上］ 四　［同上］ イ　［同上］ ロ　金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。） 五　［同上］ 13　［同上］ 一　［同上］

第二十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　第八条第四項又は前条第三項の承認　一月

2　［同上］